

## 第447回山口地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和7年9月4日(木) 10時00分~12時10分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階 共用第一会議室

3 出 席 者

公益代表委員

今崎光智委員

藏田典子委員

小林友則委員

神保和之委員

労働者代表委員

大塚修志委員

大原敬典委員

倉重里加委員

横山崇委員

使用者代表委員

藏藤共存委員

坂本竜生委員

中村眞佐子委員

事務局

労働局長

鈴木輝美

労働基準部長

佐保隆

賃金室長

藤原寿美代

賃金指導官

村上出

労働基準監督官

田村拓未

### 4 議題

(1) 山口県最低賃金の改正決定について

①山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について

②山口県最低賃金専門部会の廃止について

(2) 山口県特定最低賃金最低賃金の改正決定について

①山口県特定最低賃金の改正決定の必要性に関する専門部会の審議結果報告について

②山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続について

(3) その他

## ○賃金指導官

本日はお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

本日の審議会は、山口地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とされております。傍聴の事前申込みが4名の方からありましたことをご報告いたします。では、これより入室していただきます。

### 【傍聴人入室】

## ○賃金指導官

全員お揃いになられましたので、小林会長、よろしくお願ひいたします。

## ○小林会長

ただいまから、第447回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。

事務局から、定足数について報告してください。

## ○賃金指導官

本日の審議会は、公益代表委員の難波委員、労働者代表委員の藤田委員、使用者代表委員の嶋本委員、宮本委員が欠席です。最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております要件（委員の3分の2以上、または公・労・使各3分の1以上の出席）を満たしており、会議を開催し、議決することができることをご報告申し上げます。

## ○小林会長

傍聴の方にお願いですが、お手元に配付されている「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を守っていただくよう、お願いします。

## ○小林会長

それでは議事に移ります。

議題の1の（1）「山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について」です。事務局から説明をお願いいたします。

## ○賃金室長

資料No.1をご覧ください。この度公示した公示文の写しでございます。令和7年8月19日付で答申をいただきました、山口県最低賃金額を1時間1,043円と改正決定すること等を公示したところ、全国一般労働組合全国協議会山口連帶労働組合ほか計6団体から山口県最低賃金の改正決定に異議があるとして異議申出がされております。異議申出の全申出書につきましては、事前にお目通しいただくため、委員の皆様には昨日メールにて配付しております

ですが、改めて後ほどご説明いたします。最初に山口労働局長から審議会に意見を求める旨の諮問をさせていただきます。

【労働局長が小林会長に諮問文を手交】

【事務局が各委員へ諮問文(写)を配付】

## ○小林会長

ただ今、異議の申出についての諮問をお受けしました。

事務局は諮問文を読み上げてください。

## ○賃金指導官

山口労発基 0904 第1号 令和7年9月4日

山口地方最低賃金審議会 会長 小林 友則 殿

山口労働局長 鈴木 輝美

山口地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第11条第2項に基づき、下記の者から、山口地方最低賃金審議会の意見について異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求める。

記

全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合 執行委員長 三輪力也

山口県労働組合総連合 議長 石田高士

山口県労働組合総連合非正規部会 部会長 横谷由美

山口県高等学校教職員組合 執行委員長 石田高士

コープやまぐち労働組合 執行委員長 吉賀直紀

ユニオン山口 執行委員長 打道晋一

山口県医療労働組合連合会 執行委員長 出合仁美

## ○小林会長

続いて、異議申出について事務局から説明をお願いします。

## ○賃金室長

ご提出いただきました異議申出書につきましては、本日の資料No.2として添付しております。まず提出されました団体名をご紹介いたします。

- ①全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合
- ②山口県労働組合総連合、同非正規部会
- ③山口県高等学校教職員組合
- ④コープやまぐち労働組合

⑤ユニオン山口

⑥山口県医療労働組合連合会

です。

主な内容を申し上げますと、全国一般労働組合全国協議会山口連帶労働組合からは、最低賃金の1時間1,043円は、最低賃金法第1条「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定に資する」水準ではない。目一杯働いてもワーキングプアの基準になっている200万円をクリアする水準である。目先の賃金コストを惜しまば、人口も減少し悪循環が続く。最低賃金を時間額1,500円以上に引き上げること。それがどうしても不可能な場合は、最高額である東京都の答申額である1,226円とすることを求める等の異議内容です。また、今年中の改定諮問、中小・小規模事業者への政府からの直接資金援助、社会保険料の軽減等のご意見もいただいております。

山口県労働組合総連合及び山口県労働組合総連合非正規部会からは、目安額直近の64円引き上げ、1時間1,043円にとどめたことは、物価高騰を後追いするだけで、最賃近傍で働く労働者の生活改善にも、経済の活性化にもつながらない。生計費から試算すると、地方でも都市でも1,500円以上が必要で、山口市では1,700円程度の賃金が必要。経済を活性化させるためにも、最低賃金を大幅に引き上げることが必要。今回の目安+1円では、地域間の格差は正にほど遠く、山口県の人口流出を防ぎ地域経済を発展させるために大幅な増額が必要等の異議内容です。また、最賃額の決定に反映した協議の全ての公開が必要等のご意見もいただいております。

山口県高等学校教職員組合からは、改正について、「1時間1,043円」とすることには不服であり、1,500円以上とされたい。目安を大きく上回る引き上げをする県が多く、隣県の広島、福岡との格差が広がった。島根はここ数年目安を大きく上回る引き上げをしており、差が10円となる見込み。人口流出抑制の観点も含め都市部との格差は正を図るには不十分。最低賃金法の「低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」という目的は果たせず、労働者・国民の生活改善どころか先行き不安をさらに増幅させるものであり、承服できない等の異議内容です。また、政府による社会保険料負担援助も含めた中小企業支援、すべての審議の場について公開等のご意見もいただいております。

ユープやまぐち労働組合からは、「64円」にとどまる引き上げには不服である。「64円」の引き上げ、答申額1,043円では、月額換算183,560円にしかならない。歴史的物価高も考慮しつつ、1日8時間働けば「健康で文化的な生活」を営むことができる最低時給が必要。生計費試算では、普通の暮らしは最低でも時給1,600円以上が必要とのデータを用いるべき。賃金引き上げこそが、山口県で働き続けることを可能とする。人口が流出していることや、広島や福岡に隣県している地域は人手不足に悩まされており、地域間格差の是正が必要等の異議内容です。また、全国一律最低賃金制度の確立、専門部会も含め全ての審議の完全公開、意見陳述の機会拡大等のご意見もいただいております。

ユニオン山口からは、昨今の物価上昇は尋常ではなく、賃上げが物価上昇に追い付かず、実質賃金が下がり続けている。1,043円の時給では、1日8時間働いて、ようやくワーキング

プアと言われる水準の年収 200 万円をわずかに超えた状態。「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第 25 条）を送ることができない。政府が目標にしている 1,500 円に到達するには 64 円では 7 年あまりかかり、最貧近傍の労働者には死活問題。生計費試算調査では、普通に暮らしていける時給は、全国どこでも 1,500 円以上、1,700 円程度が必要。さらに上回る引き上げを求める等の異議内容です。また、中小企業への十分な支援、全国一律最低賃金制度、発効日について今後の審議に委ねず一日でも早く適用すべき等のご意見もいただいております。

山口県医療労働組合連合会からは、64 円を引き上げ 1,043 円にすることに異議を申し出る。十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、とりわけ収入が低く抑えられている非正規労働者の暮らしを直撃している中、答申金額への大幅上積みは必要不可欠。「8 時間働けば人間らしく暮らせる」よう、最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額 1,700 円が必要であり、到達年度を確認しつつ引上額を議論すべき。現行の最賃水準では、「健康で文化的な最低限度の生活」さえ維持できず、一桁足りない目安となっている等の異議内容です。また、医療・介護労働者への最低賃金の地域間格差解決も含め、全国一律最低賃金制の実施等のご意見もいただいております。

以上でございます。

## ○小林会長

異議申出について 6 団体からなされたところですが、まず、公示した改正決定事項である内容については、共通事項として、「最低賃金の時間額を 64 円引き上げる 1,043 円は低額であり、健康で文化的な生活を送る上でも、最低でも 1,500 円以上にすること」といった異議であり、これについて一括審議いたします。

各団体から出ている申し出書につきまして、既にご精査しているかと思いますので、ご意見をお願いいたします。

まずは労働者側からいかがでしょうか。

## ○横山委員

労働者側委員として発言させていただきます。今回の金額改正審議については、中央最低賃金審議会にて過去最大となる目安額が答申され、労使お互いの立場を尊重しつつ、丁寧に議論を重ねてきたところでございます。しかしながら、労使の主張に隔たりがあるということで公益委員見解が示されたところです。労働者側委員としましては、現在の山口県最低賃金水準が、労働者が最低限の生活を営むことができる水準には到底到達していないということで、今回提出された異議申出にもあるとおり、水準としてはまだまだであると考えております。加えまして、急激な物価上昇に耐えられず今も生活が困窮している最低賃金近傍で働く方々に対し、しっかりと報いるような最低賃金にすべきであると認識した上で引き上げに向けた主張をしてきたところです。一方で、急激な金額の引き上げは山口県の中小・零細企業に与える影響が大きいということについては、労働者側も理解をしているところであります。

段階的な引き上げが現実であるという認識のもと、2年かけてリビングウェイジ1,130円を目指す主張をしてまいりました。そのような中、公益委員から、中央最低賃金審議会から示された目安、労働者側委員・使用者側委員の意見及び令和7年春季賃上げ妥結状況や消費者物価の上昇が継続している現状に加え、山口県の労働力流出を防止する観点など総合的に勘案した結果、引き上げ額64円を提示することとしたとの公益委員見解が示され、採決に至ったものです。我々としては、まだまだ水準が低く、さらなる金額の引き上げが必要であると考えるところですが、まずは急激な物価上昇に伴う企業物価指数の上昇もあり、県内の中小零細企業を取り巻く環境が厳しい状況にあること、次に金額水準はまだまだ不十分ではあるものの、過去最高の引き上げ額となったこと、次に金額決定に至るまでの長時間にわたる真摯な議論を踏まえた上で、公・労が今回の金額に賛成したこと、最後にこれ以上審議を行っても前進が図れないばかりか、無用に発効日が遅れ、最低賃金近傍で働く方々に影響が出てしまうこと、以上のことから、再審議の必要はないと考えております。いずれにしても、山口県においては未だ近県との地域間格差が存在し、まだまだ最低賃金水準も満足できるものではありません。加えて今年度もCランク・Bランクを中心に目安額以上の大幅な引き上げとなっており、さらなる格差が生じた現状に鑑み、その格差を解消していくことを前提に、まずはリビングウェイジ1,130円の早期到達に向け、さらに引き上げを図ってまいりたいと思いますので、来年以降も引き続きよろしくお願ひいたします。

以上です。

### ○小林会長

ありがとうございました。では、使用者側からお願ひします。

### ○藏藤委員

使用者側といたしましては、この度の審議において法に定める3要素に関わる具体的なデータを根拠といたしまして、本県のあるべき最低賃金引上げ額を提示した上で、全国的に見て目安額を下回る事例がないということですので、やむを得ず目安額プラス63円、発効日11月1日とする最終的な歩み寄りを行いました。労働者側におかれましても歩み寄りの努力をされましたが、お互い主張する額の乖離は大きく、最終的な合意に至らず、結局引き上げ額64円、発効日10月16日という公益委員見解が示され、採決の結果、結審に至ったものです。以上のように使用者側の主張は通らず、また厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者への影響を鑑みますとこの度の結果は至極残念であると言わざるを得ませんけれども、これまで多くの時間を費やし真摯に議論を重ねた上での結論ですので、改めて審議する必要はないと考えます。

### ○小林会長

ありがとうございました。ただいま、労働者側・使用者側からご意見を頂戴いたしました。公益側からもご意見はございますか。

## ○今崎委員

はい、私からよろしいでしょうか。まず、異議審の位置付けですが、地域別最低賃金の時間額、発効日に対するものだと理解しております。その上で答申については、専門部会の報告書でも述べておりますけれども法定3要素、これについては当然色々なご意見があると思いますけれども、3要素についてできる限りのデータを勘案し、加えて地域間格差、都道府県間の賃金格差についても、3要素と関連するものであるということを踏まえて総合的に勘案し、かつ慎重に審議した結果、公益委員見解として提示をし、その上で議決したものと考えていますので、この度の山口県地域別最低賃金を時間額1,043円とする本審議会の答申については、妥当であると考えています。また、手続的な件についてのご意見ですが、審議会自体は法令に基づき適切に運営されていると考えております。また、公開や意見陳述の範囲についてもご意見をいただいております。これについても法令に基づき適切に運営されていると考えていますが、通知・通達といったものも含めてご意見としては受け止めた上で、今後の参考とさせていただければと思います。

## ○小林会長

ありがとうございます。

ただいま、労働者、使用者、公益各側からご意見をお伺いましたが、8月19日の答申は、審議会で十分かつ慎重に議論を重ねた結果であり、当該答申どおり改正決定することが適当であるとの内容で答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

【異議なし】

## ○小林会長

また、各団体からいただいた各種ご意見につきましては、貴重なご意見として、今後の審議会の運営の参考とさせていただければと存じます。

## ○小林会長

それでは、異議申出はございましたが、8月19日の答申どおり改正決定することが適当であるとの内容で答申することといたします。事務局で、答申文（案）を作成してください。

【事務局が答申文（案）を作成】

## ○小林会長

事務局は答申文（案）を各委員へ配布してください。

【事務局が答申文（案）を各委員へ配布】

## ○小林会長

事務局は答申文（案）を読み上げてください。

## ○賃金指導官

令和7年9月4日 山口労働局長 鈴木 輝美 殿

山口地方最低賃金審議会 会長 小林 友則

山口地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和7年9月4日、貴職から、8月19日付け山口県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する全国一般労働組合全国協議会山口連帶労働組合ほか5団体からの異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

異議の申出については、棄却することが妥当である。

## ○小林会長

ただいまの答申文（案）でよろしいでしょうか。

【異議なし】

## ○小林会長

それでは事務局は答申文の用意をお願いします。

【事務局が答申文を作成】

## ○小林会長

それでは労働局長へ答申することとします。

【小林会長から労働局長へ答申文を手交】

## ○小林会長

では、事務局から今後の事務手続について説明してください。

## ○賃金室長

ただいま労働局長が答申を受けました。今後は9月16日に官報に公示されることになり、その30日後の10月16日に山口県最低賃金額として発効となりますことを報告いたします。

## ○小林会長

次に、議題1の（2）「山口県最低賃金専門部会の廃止について」ですが、ただ今をもってその任務を終了いたしましたので、最低賃金審議会令第6条第7項の規定「その任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止する。」に基づきまして当専門部会を廃止することにしたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

【異議なし】

## ○小林会長

それでは、令和7年度山口県最低賃金専門部会を廃止することに決定いたします。

次に、議題2の「山口県特定最低賃金最低賃金の改正決定について」です。事務局から説明をお願いします。

## ○賃金室長

では、事務局より説明させていただきます。

特定最低賃金については、3月に「電気」を含む4業種の「意向表明」を受け、労働者側から山口労働局長あて、「鉄鋼」、「電気」、「輸送」については、7月1日付け、百貨店については7月11日付けにて、4業種それぞれ労働協約ケースでの申出がなされました。申出のあった4業種につきまして、いずれも形式的申出要件を満たしておりましたので、7月14日の本審におきまして、改正決定の必要性の有無について、また、改正決定することを必要と認める結論に達した場合は、併せて金額審議をお願いするという諮問をさせていただいております。今年度の特定最低賃金審議の具体的フロー図は、資料No.5の4ページのとおりです。各業種の専門部会において、必要性の有無についてご審議いただきました。本日、専門部会の審議結果についてご報告するとともに、必要性について全会一致とならなかつた業種については、再度ご審議いただきたいと思います。

ご審議いただく前に、特定最低賃金について説明させていただきます。資料No.3「地方最低賃金審議会委員説明資料〈特定最低賃金編〉」の1ページ目をご覧ください。特定最低賃金につきましては最低賃金法第15条から第19条において規定されているもので、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとされています。その決定については労使のイニシアティブにより決まるもので、全国では224件設定されている状況となっています。また、特定最低賃金と地域別最低賃金との関係についてですが、最賃法第16条により、地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定しなければならないと法律上規定されています。

2ページ目をご覧ください。右側に記載のある地域別最低賃金につきましては、山口県は、現在のところ時給額979円です。これは全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットという役割・機能であることに対しまして、左側の特定最低賃金につきまして

は、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとしての役割設定されているところが大きく異なるところです。

次に5ページをご覧ください。ここでは、特定最低賃金の改正の必要性や金額決定にかかる審議について考え方をまとめています。一番上の昭和57年の中央最低賃金審議会答申では、「特定最低賃金の必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、全会一致の議決に至るよう努力するもの」とされております。つまり、改正の必要性は全会一致によらなければならぬということになります。一方、そのページの一番下に書かれている平成14年の中賃の協議会報告におきましては、「改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。」とされており、ここでは望ましいと表記することにより、金額審議については全会一致だけではなく採決にて決定することもあり得ることを含んでいます。この取扱いにつきましては、全国共通で実務上の運用がなされてされており、特定最低賃金については、改正の必要性は全会一致が必要であり、金額審議については全会一致が望ましいが、場合によっては採決もあり得るとされていることとなります。改正の必要性がありとなった場合には、先程、御説明させていただきましたように、最賃法第16条で地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定することが求められていることから、地域別最賃より最低1円以上の引き上げを行うことが求められます。

また、特定最低賃金につきましては、申出を行った最も低い労働協約の時間額を超える金額での改正はできませんので、改正額の上限はその最低額が限度となります。なお、現時点の特定最低賃金（昨年度改正決定した金額）が、本日答申された地域別最低賃金（1,043円）を一時的に下回っていたとしても、法的に審議は可能であり、当該業種の改正決定について必要性をご審議いただきたく存じます。

事務局からの説明は以上です。

## ○小林会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

【質問、意見等なし】

## ○小林会長

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

## ○賃金室長

資料No.8をご覧ください。必要性の有無についてご審議いただく際の資料としていただきたく、お配りしております。これまでの本審にて説明した資料（2）及び（4）から（5）については、本日説明を省略いたします。

資料No.8（1）の日本銀行下関支店から公表されています「山口県金融経済情勢」（2025年8月）をご覧ください。概況において、「県内景気は、緩やかに回復している」とされてい

ます。次に、資料No.8（3）日本銀行下関支店の景気表現をご覧ください。これは2015年（平成27年）1月から2025年（令和7年）8月までの景気判断を示したものです。2024年（令和6年）1月以降、県内景気は19か月連続で「緩やかに回復している」とされています。

次に、「電気」についての資料となります。資料No.8（6）の山口県総合企画部統計分析課が公表している「令和6年山口県鉱工業指数 令和2年（2020年）基準」をご覧ください。4枚めくっていただくと、2ページ目から「業種別の動向」が掲載されており、「電気機械・電子部品・デバイス工業」については、3ページの中段にございます。「生産指数は、155.9で前年比1.8%の上昇、出荷指数は、145.7で同7.8%の低下、在庫指数は、649.0で同128.9%の上昇とされています。次に、資料No.8（7）の「山口県鉱工業生産・出荷・在庫指数（速報）令和7年6月分」をご覧ください。こちらも山口県総合企画部統計分析課が公表しているものです。令和7年6月分鉱工業生産動向の概況のうち、電気機械・電子部品・デバイス工業については、季節調整済指数で、対前月比生産指数は9.7%、出荷指数は9.1%といずれも上昇、在庫指数は9.1%低下となっています。また、同じく6月の対前年比はいざれも原指数しか出ていませんが、6ページ目の生産指数（原指数）は2.0%、7ページ目の出荷指数は18.3%、8ページ目の在庫指数は20.5%といずれも上昇しています。なお、令和2年を100とした場合の季節調整済指数の最近の推移は、4ページ目の左下にございます。

資料No.9ないし11につきましては、これまでの本審にてご説明しておりますので、本日、説明は省略いたします。

以上です。

## ○小林会長

次に、議題2の「山口県特定最低賃金の改正決定について」（1）「山口県特定最低賃金の改正決定の必要性に関する専門部会の審議結果報告について」に移ります。

改正必要性の有無に関しては、各専門部会を設置し、それぞれの専門部会において、審議を行ってきました。改正決定の必要性の有無の審議について、全会一致で決議した場合は最低賃金審議会令第6条第5項を適用して必要性の有無の答申を行い、全会一致とならなかつた場合は本日この本審で審議を行い、答申をすることになります。

特定最低賃金につきましては4業種から改正の申し出があり、各専門部会におきまして8月26日からご審議をいただき、「輸送」、「鉄鋼」については改正の必要性ありとの結論に至り、今後、金額審議を行うこととなります。

一方、「百貨店、総合スーパーマーケット」及び「電気」については、改正の必要性について、全会一致には至りませんでした。したがって本日、「百貨店、総合スーパーマーケット」及び「電気」の改正の必要性の有無について、審議を行うこととなります。

まず、「百貨店、総合スーパーマーケット」の専門部会報告について、事務局で読み上げていただき、その審議の経過、結果については、神保部会長から報告をお願いします。では、事務局からお願ひいたします。

## ○賃金指導官

それでは、資料No.12をご覧ください。こちらに報告文がありますので読み上げます。

令和7年8月26日 山口地方最低賃金審議会 会長 小林 友則 殿

山口地方最低賃金審議会 山口県百貨店、総合スーパー・マーケット最低賃金専門部会  
部会長 神保 和之

山口県百貨店、総合スーパー・マーケット最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する  
報告書

当専門部会は、令和7年7月14日山口地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、山口県百貨店、総合スーパー・マーケット最低賃金に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかつたので報告する。なお、本件の審議に当たつた専門部会の委員は次のとおりである。

委員名は省略いたします。

## ○小林会長

では、神保部会長から報告をお願いします。

## ○神保委員

それでは、私の方からご報告いたします。

特定最低賃金につきましては、最低賃金法第16条において、地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定しなければならないとされていること、関係労使が合意した協約金額を超えて最低賃金を決定することは、制度の性格から認めがたいものであり、改正額の上限は最も低い労働協約の時間額とすることとなっているところ、専門部会開催時点では決定にはなっておりませんでしたが、8月19日の答申において地域別最低賃金は1,043円、対して「百貨店、総合スーパー・マーケット」の申出書における最も低い協約金額は、1,020円でした。

労働者側委員からは「百貨店、総合スーパー・マーケット産業の発展の担保としたく必要性なしは受け入れがたい」との強い主張がありましたが、使用者側委員からは「労働協約を尊重すべきであり、最低協約金額1,020円を上回る改正はできないと考える。地賃答申は1,043円なので、法律上1,044円以上の改正が必要であるため、今回は改正の必要性はないと考える。」との主張があり、全会一致に至りませんでした。

以上です。

## ○小林会長

ありがとうございました。「百貨店、総合スーパー・マーケット」については専門部会において審議を行い、この専門部会報告に至つたものです。なお、最低協約金額を超えた改正はできない旨、事務局からも説明がありますでしょうか。

## ○労働基準部長

委員の皆様には厚生労働省の解釈が書かれた資料を机上配付しております。その中段に「複数の金額の異なる労働協約によって申出がなされたときには、その中の最も低い協約の賃金額が共通の協約額となるが、仮にこの額を超えて法定最低賃金を決定することは当該協約を無効にすることとなり、このことは協約を締結した関係労使、少なくとも使用者側の意向に反するものと考えられる。従って、関係労使が合意した共通の協約額、即ち最下限の協約額を超えて最低賃金額を決定することは制度の性格から認めがたいものであり、協約額の最下限が金額審議における事実上の上限となるものと考えるべきである。」とあります。

続きまして同じ資料の2ページ目をご覧ください。こちらも厚生労働省が作成した資料です。これは具体的な金額に当てはめた上で考えた場合に、関係労使が合意した共通の協約額（最下限の協約額）を超えて最低賃金額を改正することは制度の性格から認めがたいものであるとされております。

続いて3ページ目以降ですが、専門部会のときにも他局の例をいくつか添付しておりましたけれども、その後、これは共通の概念であることをご認識いただくために、さらに追加して14局分の他局の例を添付しております。他局においても、この共通の考え方を各審議会委員に説明の上、ご配意いただいている状況について、黄色く示した箇所でお示ししています。また、この中には必要性有り、それは答申額が最低協約額を超えているけれども、超えた額が50円しか超えていなければそれ以上は改定ができないという認識で決定したものも含めております。また、熊本局など今回と同じように最低協約額が地賃の額を超えていないという形で必要性なしとなった例もございますので、ぜひともご配意いただきたいと思います。また、法令だけでは行政の細部の運用は困難ですので、労働行政では行政解釈などに基づいて全国斉一的に行政運営を行っておりますことをぜひご配意いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

## ○小林会長

それでは本日、この専門部会報告及び事務局の説明も踏まえ、出席委員の方からご意見をいただきたいと思います。まずは労働者側からお願いします。

## ○大原委員

「百貨店、総合スーパーマーケット」最低賃金の委員を仰せつかっていましたので、一言申し上げたいと思います。特定最低賃金は、企業内における賃金水準を設定する際の個別労使の取組を補完しながら企業の枠を超えて産業別・職業別に事業の公正な競争条件を賃金で担保するとともに未組織労働者を含めた労働条件向上を図る手段です。近年ではいわゆる非正規労働者の待遇改善が社会的に求められており、産業の持続的な発展を担保する観点からも当該産業労使の社会的責任として特定最低賃金に反映させ、産業全体の魅力向上に努めなければならないと考えています。

全国で全業種を合わせて 193 万人、流通業では 100 万人以上が働く仲間が集まる UA ゼンセンの 2025 労働条件闘争では、一昨年からこれまで以上に物価上昇に対する対応、人材確保を意識した交渉や取り組みを行い、7 月末時点の UA ゼンセン流通部門集計では正社員が加重平均で 13,909 円、パートタイム労働者で構成される短時間では 58.3 円の結果となりました。この結果は山口においても同様であると考えています。

また、UA ゼンセンでは申出の際に提出した企業内最低賃金の協約については一加盟組合と企業間においての取り決めごととしてのみではなく、自らが働く産業をより魅力的な産業に導くことを目的に特定最低賃金の改定を見込んだ締結をするよう指導しています。

また、名称は変わりましたが、この「百貨店、総合スーパーマーケット」最低賃金においては、過去に労働協約の下限を越えて改定した経緯もあり、本年を含む過去 3 年間の賃金においても事務局が示す労働協約に関する発言は、あくまで専門部会の金額審議の結果を無効とするものではない、つまり下限額を超えて改定することができると確認を続けているところです。仮に協約の下限を越えて改定した場合においても、専門部会において示された資料では影響率が変化しないレンジもありました。

過去に困難な状況でも改定してきたにもかかわらず、もし今回必要性なしということになれば、この産業で働く多くの労働者に対してこの産業はもう他の産業と比べて優位ではない、魅力的ではないと直接メッセージを送ることとなり、労働者側としては到底受け入れられないと考えています。県内において流通産業で懸命に働く労働者の生活がこれまでと同じように特定最低賃金のない他の産業と比べての優位性を保つため、また、必要な人材を確保するためにも「百貨店、総合スーパーマーケット」最低賃金の改定の必要性があります。使用者側におかれましては、必要性の有無について再考いただきますようお願いしたいと思います。

以上です。

## ○小林会長

では、使用者側から、ご意見をお願いいたします。

## ○藏藤委員

はい。私も専門部会におきましたけれども、基本的に特定最賃賃金の趣旨については使用者側として理解しておるところです。一方で、必要性については使用者側・労働者側の合意のもとで決定されるというのも大事なポイントだと思います。その上で使用者側としましては、先ほど部会長からも説明がありましたけれども、地域別最低賃金を超え、また労働協約の最下限額以下という条件を満たす改正金額というのは見いだし得ないということで、この度は改正の必要性はないものと考えています。以上です。

## ○小林会長

ありがとうございます。改正決定の必要性ありとするためには全会一致が必要であるという性質上、労働者側にお伺いします。このあと、労使協議あるいは公・労、公・使の個別協議を希望しますでしょうか。それとも、このまま審議を続けることを希望しますでしょうか。

### ○大原委員

「百貨店、総合スーパーマーケット」最低賃金においては、専門部会の際に労使協議を実施しました。その際にお互いの主張をさせていただきましたし、今日も主張させていただきました。労使協議をして進捗があるとは思えませんので、使用者側に再考いただけるのでない限り労使協議は必要ないと思っています。

### ○小林会長

ありがとうございます。既に専門部会で十分な審議、個別協議を行っており、この場で使用者側から改めて改正決定の必要性なしとのご意見を頂戴しているところです。

以上を踏まえまして、双方の意見が最終的に一致しないということになるかと考えますので、全会一致の議決にはならず、必要性ありと認めるに至らなかつたという結論となります。改正の必要性有りとはならないということになります。従いまして、本審議会での結論も専門部会報告のとおり山口県百貨店、総合スーパーマーケットの最低賃金については全会一致に至らず必要性ありとの結論に達し得なかつたということになり、のちほど労働局長にこの点を答申したいと考えます。

それでは、次に「山口地方最低賃金審議会電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会」について、改定の必要性の有無についてお諮りいたします。「電気」の専門部会報告について、事務局で読み上げていただき、その審議の経過、結果については、神保部会長から報告をお願いします。では、事務局、お願いいたします。

### ○賃金指導官

それでは、資料No.12をご覧ください。

こちらが報告文でございます。では、報告文を読み上げます。

令和7年9月2日 山口地方最低賃金審議会 会長 小林 友則 殿

山口地方最低賃金審議会 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 部会長 神保 和之

山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月14日山口地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らず、必要

性有りとの結論に達し得なかつたので報告する。なお、本件の審議に当たつた専門部会の委員は次のとおりである。

委員名は省略いたします。

## ○小林会長

ありがとうございます。では、神保部会長から報告をお願いします。

## ○神保委員

それでは、私の方から専門部会の結果についてご報告いたします。

まず、労働者側委員からは「申出書のとおり改正要件を満たし、最低協約金額（1,161円）まで129円の上げ幅を残し、審議の必要性はあるとの認識であること、一時的な地賃への埋没はあるものの審議は可能であり、人材不足対策、公正競争の確保を図る必要がある。業績が好調な会社もある。県内春闘でも、「電気」は他の産業より低いものの3%以上の賃上げが行われており、これを未組織労働者にも波及させる必要がある。「電気」で働く労働者は県最賃が上がる中、改正されず県最賃の適用となれば1%しか上がらない。特賃引上げは、価格転嫁の交渉材料にもなることから、必要性を認めていただきたい。」との主張がありました。

一方、使用者側委員からはデータ的な資料の提出もあり、「県内の電気産業は、統計的数字を見ても特段好材料が見当たらない。「電気」対象の適用労働者数は昨年に比べて大幅に減少している。「電気」対象103事業所のうち99事業所が労働組合のない中小・小規模事業者であり、グローバル競争化もあり経営環境は厳しい。春闘結果は、組合のあるところである。労務費の価格転嫁もできない会社も多く、賃上げ余力は乏しい。無理に賃金を上げれば、雇用調整するところも出てくる可能性がある。「電気」については全国的に見ても埋没しているところが出てきており、山口においても県最賃の大幅引上げで差が縮小している。改正の必要性について積極的な理由が見当たらない。」との主張がありました。この主張を受け、公益委員としても時間をかけて労使間の意見の調整を図りましたが、全会一致に至りませんでした。

以上です。

## ○小林会長

ありがとうございました。

「電気」については、専門部会において審議を行い、この専門部会報告に至つたものです。

## ○小林会長

それでは本日、この専門部会報告について、専門部会報告及び事務局の説明も踏まえ、出席委員からご意見をいただきたいと思います。まずは労働者側からお願ひします。

## ○横山委員

それでは労働者側から説明させていただきます。先ほどの神保部会長がご説明された内容と重複する点もあるかと思いますがご了承いただけたらと思います。まず、昨日までの各特定最低賃金専門部会において優秀な人材の確保、産業の優位性、さらには当該産業の今後の発展を願い、「輸送」と「鉄鋼」が必要性有りとの結果となりました。一方、一昨日の「電気」の特定最低賃金専門部会において改正決定の必要性について審議を行いました。労働者側からは必要性有りと訴えたところですが、使用者側からは必要性なしとの意見となり、全会一致で必要性有りとの結論には至らず、本審への報告となりました。そのような中ではございますが、再度本審にて必要性の有無を審議することとなりましたので、改めて必要性を訴えていきたいと思います。「電気」の主張としましては、7月1日に山口労働局に受理いただいた申出書に記載のとおりで、労働協約ケースであり当該産業の適用労働者数3,023名に対して最低賃金の労働協約を結んだ労働者数は1,169名であり、割合では38.6%となり開催基準となる概ね3分の1をクリアしている状態であること。また、労働協約の最も低い額である1,161円を現在の「電気」最賃である1,032円と比較すると129円上回っており、129円の上げ幅があること、加えて今年度の電気機器・電子部品の春闘結果が賃上げ率3.22%以上となっており、その結果を電気産業で働く方々に広く反映させていきたいと思っております。以上のことから、今年度も昨年同様に審議の必要性が有るとの認識です。今年度の地域別最低賃金は64円引き上げられ1,043円となり「電気」最低賃金は一時的に埋没しますが、法的には審議は可能であると思っております。人手不足による人材の奪い合いがある中で電気産業は大手企業から中小・零細企業まで裾野の広い産業構造となっているため、事業の公正競争確保を図る上で法定最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠と考えるとともに近年の物価上昇により生活が苦しくなっている労働者も多いと考えるため、今年度も使用者側には必要性を認めていただけるよう再考をお願いしたいと思います。

以上です。

## ○小林会長

はい。それでは使用者側からお願ひします。

## ○坂本委員

使用者側委員として専門部会にもおりましたので、先ほど部会長からお話をいただいた専門部会報告の使用者側の意見に尽きるわけなんですが、本審の委員として改めて、多少重なりますけれども今日も資料を提出させていただいておりますので、必要性なしとした理由をご説明させていただきます。配付した資料をある程度使いながらご説明させていただきます。最初に恐縮ですが、裏面をご覧ください。

近年、地域別最低賃金の大幅な引き上げが行われている中で、今年度は特に大幅な引き上げとなりました。その結果、現行の「電気」の特定最低賃金1,032円が改正後の地域別最低

賃金 1,043 円を下回るいわゆる埋没という状況になりました。初めてこういった状況となつたわけですが、近年の大幅な地域別最低賃金の引き上げからこういう状況になつたところです。全国を見てみると、45 の都道府県で「電気」の特定最低賃金の設定がありますが、そのうち昨年の時点で 11 県が改正の必要性なしとなつております。令和 3 年度は 3 件だったのですが、こういった改正の必要性なしとの県が毎年増えてきている状況です。加えて、埋没まではしないけれども地賃との差が 10 円未満しかない県が 6 県あるということで、今年も他県においても必要性なしという結果が増えてくるのではないかと、推測ですが考えております。

そういう状況の中で、地域最賃について全国的にこれほど大きな引き上げが続く中で、「電気」の特定最低賃金の必要性が全国的に薄れてきていると、私どもで認識しているところです。資料の一番下の方にも書いておりますが、毎年、山口県においても「電気」と地域最賃との差がだんだん詰まつてきているという中で、現時点で埋没しているという状況になつています。続きまして資料の表の方に戻つていただきますが、先ほど春闘における電気機械・電子部品の賃上げ率 3.22% というのがありましたが、この率は「鉄鋼」、「輸送」等の他産業、全産業に比べて非常に低い率となつております。これが何を意味しているかというと、産業の中でも電気機械・電子部品の業況がすごくよくないという状況、特に中小・小規模事業者は厳しいという状況が見て取れるのではないかと思います。また、日銀の直近の業種別業況判断指数も電気機械はマイナス 16 と前期に比べて大きく減少しております。電気業界は景気として決してよくなく、経営的に厳しい状況にあると考えております。

さらに資料一番上の申出の状況ですが、「電気」の特定最賃の労働協約適用事業所は、対象事業所が 103 事業所ある中で 4 事業所しかなく、全体の 4 % の事業所しか適用対象事業所がないということです。労働者を見ますと、38.6 % ということですけれども、逆に言えばそれ以外の 61 % の労働者は組合のない中小・小規模事業者ということで「鉄鋼」や「輸送」と比べても中小・小規模事業者が非常に多い業種である。電気特賃の引き上げ率が、非常に厳しい状況の中小・小規模事業者に特に影響が大きい。影響率というところでは、資料の真ん中にもありますが引き上げにかかる影響率が他産業に比べても高い、ということでまさに中小・小規模事業者に対するものであります。また「電気」特賃の引き上げ率が中小・小規模事業者に特に影響が大きいということです。また、県内の中小・小規模事業者は近年の原材料費あるいは人件費に対する価格転嫁が不十分で、特に最低賃金のような人件費の引き上げにかかる価格転嫁がほとんどできていないという状況にあります。そのような中で収益が非常に悪化しているという状況にあります。

そのような中小・小規模事業者に対して特定最賃のない他の産業に課せられた地域別最低賃金以上の最低賃金を法的に課すということは、現在既に埋没している状況もあり、地域最賃を越えてさらにこれを引き上げるということを多くの中小・小規模事業者に課すということは到底理解していただけないものと考えております。

これらの理由によりまして、「電気」特定最低賃金の改正の必要性はないと考えております。

以上です。

### ○小林会長

ありがとうございます。労使双方のご意見を頂戴しました。先ほど同様、労働者側にお伺いしますが、このあと、労使協議、あるいは公・労、公・使の個別協議を希望しますでしょうか。あるいは、この場での審議継続を希望しますでしょうか。

### ○横山委員

この場での審議を継続します。

### ○小林会長

それでは、ただいま使用者側からも確認を含めてご意見を頂戴しましたけれども、この点に対して何かご意見やご質問はありますでしょうか。

### ○横山委員

来年以降にも向けてというところもあるのですが、今年は初めての特定最低賃金専門部会での必要性の有無の審議ということで、もちろん一昨日、労働者側としても資料も不十分だったな、というふうに思っておりますが、私たちも初めてということでなかなかできていなくて坂本委員は今のような資料などでご説明されて、今日はそういった場なんだということでお話をされまして。ただ一方で「輸送」も「鉄鋼」もそういった何か資料を用いての議論にもなっておりませんし、なぜ「電気」だけ、もし最初にそういった資料が必要ということであれば私たちも準備ができていたな、というところで私たちもなかなか意思の疎通ができていなかつたのだろうと思います。

では、どうやつたら必要性有りとなっていくのかというのを、来年に向けて知りたいです。業況だけの判断だというのか、それとも具体的に何が、労働者側としては、要件をすべて満たして今回「必要性有り」を出したと思っているので、坂本委員の言われる賃金の状況が必要なのか、そういうことを教えていただければと思います。また、坂本委員も言われるように「電気」の事業所が103ある中、労働協約を結んでいるのが4つしかないということでかなり低い数字であることもわかつております。しかしながら、事業所数がいくつないといけないというものではありませんし、概ね3分の1という労働者数であったり労働協約の下限額であったりとクリアしている中で、そういうことを含めて来年以降何が本当に必要性有りとするために必要となるのか、電気産業の状況だけなのか、具体的に教えていただきたいなと思います。

### ○小林会長

ただいま労働者側からご質問をいただきました。主とするところとしては、どのような場合であれば改正決定の必要性有りとなるのかというご質問であったと考えます。関連しますので、私からも一つ質問を追加させていただいて、回答いただければと思います。

まず、使用者側から主なところでいきますと業界全体、特に中小企業が非常に厳しい状況にあるという点、そしてもう一つは県最賃との差という点や「電気」について全国的に埋没してきているという点の二点が大きな柱であったかと思います。まずは業界全体として非常に厳しい状況にあるという点について、これが特定最低賃金制度の趣旨からして改正決定の必要性なしとする理由と、なぜなるのかについてのご説明をいただければと考えております。

#### ○坂本委員

改正決定の必要性なしとする理由は先ほど申し上げました。

#### ○小林会長

それがなぜ改正決定の必要性なしの理由になるのかについての説明をお願いしたいと思います。業界が非常に厳しい状況にあるというのは、直接的には金額審議において審議されるものになります。ですが、それを金額審議に至るまでもなくそもそもその審議の必要性すらないとなる理由になぜなるのかというご説明をお願いします。

#### ○坂本委員

申し上げたつもりなんですが、既に埋没している中で地域別最低賃金を上回るほどの改正の必要性があるのか、という、逆になぜ改正の必要性があるのかという具体的なお話の方が逆にいただきたいです。

#### ○小林会長

まさに労働者側からもありましたように、改正申出の要件を満たして既に改正の審議をするという形に制度上なっていますので、制度に則った形で申出はあったけれども必要性はない、改正の審議をするまでもないというのであれば当然ながらその理由を説明する責任が生じるかと思います。その点についての説明をお願いします。

#### ○坂本委員

その点については十分説明したつもりです。逆にきちんとお聞きしたいのは、こういう状況の中で他産業に比べてなぜ「電気」特賃が地域別最低賃金を超えるような必要性があるのか、そこが具体的な状況、データもなく一方的に必要性が有るというお話しかなかったので、そこを私としては聞きたいと思っています。ただ、おっしゃるとおり申出の要件を満たしているからこそ専門部会でも審議をいたしました。はなから審議を拒否しておりません。

そこは申出を尊重して専門部会でも十分審議したつもりです。私どもの状況もデータも十分説明したつもりです。それが何が足らないのかちょっとわからないのですが。

### ○小林会長

それは金額審議の中で行うべきものであって、金額審議に至るまでもないというからには県最賃よりも1円以上、1円さえも上げる必要性がないということが一見して明確でなければ必要性なしとの理由にはなかなかならないと考えます。ですので、もしも業界が厳しいということを理由に必要性なしとするのであれば、全会一致を必要とする特賃制度の制度上、具体的な審議を行わず賃金を上げないということが可能になってしまいますので、なおさら一見して明白であるという説明が必要になってくるかと思います。ですので、なぜ今回ご説明いただいた点が必要性なしということにつながるのかについて、特賃制度の趣旨の観点からご説明いただきたいというのが私からの質問です。

### ○坂本委員

単にお聞きになつていただけたらそう理解していただけないのかもしれないですが、業況が厳しいからという理由だけで必要性なしと言つたつもりはございません。他県の状況、本県の状況、現在の最賃との関係の状況、色んな中小企業の申出の状況など色々な状況を踏まえて申し上げたつもりですので、単に業況が厳しいから必要性なしと言つたつもりはございません。

### ○小林会長

まさにそれぞれがどう必要性なしとの理由となるのかについてご説明をいただきたい。様々なことについてご説明をいただきましたけれども、これらは全体として非常に厳しい状況にあるということで、一つの柱になり、もう一つの柱もありましたが、これがなぜ必要性なしというところにつながるのかについてご説明をいただきなければ、労働者側から懸念が出されましたように、今後一切必要性有りにならないという前例を作ってしまうことにもなりかねません。

### ○坂本委員

そもそも、当初は2分の1以上の適用労働者の賛同がないと申出ができず、3分の1以上あれば改正の必要性の有無の議論ができるようになるということで、当初は2分の1を超えていたのでしょうか、今の時点では38%に落ちていること自体が本当に継続的に特定最低賃金としての必要性があるかどうか、そこに既に表れているのではと思います。当初は2分の1以上あったけれども、今は既に38%まで落ちていること自体が既に表しているのではないかと思います。大きな状況としてはそういう話であろうと思いますし、今年の状況としては色々な状況を踏まえて改正の必要性なしとしたつもりですので、それでは足りないと

いうお考えであれば私どもと考え方が違うというだけの話になってしまいますので、これ以上お話できることはございません。

### ○小林会長

考え方方が違うからこそ、どのような考えに基づいて必要性なしとおっしゃられているかの説明をお願いしたいと申し上げているところです。そしてもう一点、3分の1が要件になってしまっているという点については特賃制度そのものに対する疑義ということになります。この点について、我々審議会においてはこの制度を前提として話し合いを行う場ですので、審議会の委員として選任されている以上は制度については前提としていただきたい。特賃制度そのものがおかしいのであるからそもそも改正は行わないのだとすることは問題であるというふうに考えます。

### ○坂本委員

そのように申し上げたつもりはないのですが。最低賃金制度がおかしいからもう必要性はないのだと申し上げたつもりはありません。十分に現状のデータを示して必要性なしということを申し立てました。

### ○小林会長

3分の1に下がってきて38%であるということが問題であるとおっしゃられましたが、それはどのような趣旨であったのでしょうか。

### ○坂本委員

問題であると言ったわけではなくて、そこが必要性が薄れてきている証左ではないかという私の意見です。

### ○小林会長

それが証左であるとおっしゃられている理由が、すなわち特賃が求めている条件を満たしても必要性はないのだとおっしゃられたことになりますので、その点をご指摘申し上げたところです。

### ○坂本委員

特賃が求めている必要性有りの根拠は2分の1です。2分の1ないと申出ができないんですから。決められないんですから。改正の必要性があるかどうかは、3分の1ですから。2分の1あればもちろん必要性が有るという判断をいたしますけれども、そこは申出さえ2分の1ないとできないわけですから、必要性があるというのは2分の1のところです。本当に3分の1あれば必要性が有るということにストレートに持っていくことのほうがおかしいと私は思います。

## ○小林会長

このことについて、事務局から制度について説明をいただいてもよろしいでしょうか。

## ○横山委員

すみません、私の認識が違つていれば申し訳ございません。私は新設には2分の1が必要であると理解しております、必要性の有無については3分の1と思っていたので、坂本委員がなぜ2分の1が必要性有りの要件と主張されるのかがちょっとよく理解できないのですが。

## ○小林会長

これについて事務局から補足などありますでしょうか。

## ○労働基準部長

申出要件としては新設の場合は2分の1、改正の場合は3分の1が要件ですので、それを満たすと申出は可能ですが、さらにその上で改正決定が必要かどうかについては中身の話です。労使のイニシアティブにより、その産業について一般の労働者よりも高水準の最低賃金を決定する必要が有る場合に必要性有りということになります。

## ○小林会長

このような意見が出ていますけれども、いかがでしょうか。

## ○坂本委員

はい。申出要件というのは新規は2分の1、改正は3分の1ということはもちろんそうですので、3分の1の申出があるから当然ながら必要性が有るという議論ではないということですね。

## ○小林会長

改正の申出があるから必要性が当然有りというよりも、必要性がないのであればその説明を求めているというところなんですねけれども。

## ○坂本委員

十分説明したつもりですのでこれ以上求められてもこれ以上はございません。

## ○小林会長

労働者側としては、このような回答になりますけれどもご意見ございますか。

## ○横山委員

いずれにしても、私どもは特定最低賃金専門部会を経て今日ここにおりますので、それをひっくり返すというのもどうかというのも坂本委員にはあるとは思います。そういったことを踏まえましても、全会一致が原則となっている中で本日これ以上この議論をしたところで使用者委員には今年については賛成をしていただけないと思っておりますので、どうかまた来年に向かう前向きな議論を今後できたらと思っております。

## ○小林会長

私の質問の方がクローズアップされてしまいましたけれども、横山委員からの質問に対して、回答をお願いします。

## ○坂本委員

私個人のお話としてではなく、専門部会において電気関係企業の代表の皆様等の意見を踏まえまして、今回使用者側として必要性なしとの結論を出したところです。来年についても、その時点の状況に応じて使用者側としてどういうふうに考えるかというのは改めて来年使用者側委員のみなさんとの中で考えるものと思っています。

## ○小林会長

今の回答でよろしかったでしょうか。

## ○横山委員

来年の人を考えるという意見だったと思いますけれども、いずれにしましても特定最低賃金専門部会で必要性の有無を決める前に委員だけを集めた意義の勉強会などを事務局に開催していただけるのであれば、そこで皆で中身を共有しながら特定最低賃金専門部会の必要性の有無の審議に臨んでいくというのもありかなと思いますし、なんならまた専門部会にもつていくのをやめてまた本審で一生懸命議論しても良いのかなとか、色々なことを模索していただけないかなと思っています。

## ○小林会長

そうですね、制度趣旨、意義に関する共通認識というのは必ず必要となってくるかと思いますので、こういうことについて詰める場があっても良いかもしれません。また、このようなことが続きますと専門部会で審議を行うということについても再考しなければならなくなってくるかもしれません。この点についても今後さらに議論していければと思います。

## ○神保委員

すみません、私は「電気」の部会長を務めましたけれども、横山委員のおっしゃるようにやり方が変わって、4つの専門部会のうち、まあ残念ながら私は必要性なしになってしまい

ましたけれども、労使のイニシアティブということでやり方に認識の差があったのではないかということで、横山委員がおっしゃるように一種のレベル合わせということで、公益委員もそうですけれども、来年2年目にこのスタイルでやるのであれば、事務局に御苦労をおかけしますが、そのへんの調整、ご検討をいただきたいというのが一つです。もう一つ、坂本委員が私の意見ですとおっしゃったのでそれに甘えて私の感想を一言述べさせていただきたいんですけども、今回専門部会で必要性の有無を審議という背景にはより業界についての情報というか肌感覚で景況等を持ってらっしゃる方に最初から議論の場に入っていただいて進めていくこうというのが大きい趣旨というふうに私は理解しているわけなんですけれども。ちなみに私はテレビ業界の出身なんで、免許事業で狭い業界出身なんで、認識が違っていたんですけど意外と企業出身の方も県内では大きい事業所さんの出身ということで、色々と休憩時間中の雑談のやり取りも含めてですが、意外と、確かに今「電気」については坂本委員の資料にもありましたけれども鉱工業指数のデータを見ると去年から在庫指数が非常に上がってきてているということで、私は素人ですけれどもどちらかというと厳しい状況で、企業の方はアップダウンのある業界なんでとおっしゃっていましたけれども、先ほども言ったように大きい事業所から来られてますので、私の方からも中小企業の状況はどうなんですかと質問したんですが。意外と、当たり前かもしれませんのが中小企業の現況というのは大手の委員の方ではなかなか、同じ業種の中でも十分に把握されているとは必ずしも言えないのではないかという気もしましたので、その分大手が厳しいのであれば中小はより厳しいのかなという類推はできたわけなんですが、必ずしも業界の専門の方がおられても、業界の知識というか景況感、当たり前ですが企業によって良いところもあれば悪いところもあるというのが一般ですので、そういう意味でなかなか受け取り方が難しいというところがあると感じましたので、これは感想ということで申し添えさせていただきます。

### ○坂本委員

専門部会で必要性から議論しようという話を去年ご提案して今年からそのようにしていただいたのですが、そのこと自体を改めて見直す必要があるのではないかという会長のお話がありましたので、そこについてちょっとご意見申し上げたいのですが、あくまでも特定最低賃金は労使のイニシアティブによって決まっていくということですので、当然労使という中では関係産業の労使がどのように考えているのかきちんと話す場が必要だと思っています。本審にはすべての関係業界の労使がもちろんおりませんので、私も専門部会で具体的な企業の代表者の方から色々と話を聞くのは、産業における特賃の必要性ということで十分にお話を聞けて非常に良かったと思っていますので、専門部会で必要性から議論するというのは引き続き行うべきであると意見を申し上げておきたいと思います。

### ○藏藤委員

私も専門部会で引き続き行うべきだと考えます。今回実際に専門部会で審議することによって業種によって改正の必要性についての結論が変わってきた。それはまさに労使のそ

それぞれのイニシアティブで必要性を真摯に議論された結果ではないかと思いますので、そういった結論、成果が出ている審議会の形式については、引き続きやっていく必要があるのでないかと私は思っております。

### ○小林会長

ありがとうございます。一定の良い点というのももちろんありますので、この点さらに深めていければと思いますけれども、特賃の審議につきまして改正決定の必要性審議と金額審議が分かれていることの意味、まさに今回労働者側としては使用者側からあつたようなお話は金額審議で行う話として準備をしていらっしゃらなかつたというところも多々あるかと思います。ですので、このような問題点もしっかりとみたうえで、今後この運営について考えていかなければいけないと思います。それでは、ほかにご意見等ございますか。

#### 【意見等なし】

### ○小林会長

ただいま、本審として各委員にご意見をいただきましたが、結論として全会一致には至らず、改正の必要性有りとはなりませんでした。

したがいまして、本審議会での結論も専門部会報告のとおり、「電気」の特定最低賃金につきましては、全会一致に至らず、必要性有りとの結論には達し得なかつたということになりましたので、労働局長に答申いたします。では、事務局は「百貨店、総合スーパーマーケット」及び「電気」の答申文（案）の作成をお願いします。

#### 【事務局が答申文（案）を作成】

### ○小林会長

事務局は、答申文（案）を各委員に配付してください。

#### 【事務局が各委員へ答申文（案）を配付】

### ○小林会長

事務局は答申文（案）を読み上げてください。

### ○賃金指導官

令和7年9月4日 山口労働局長 鈴木 輝美 殿

山口地方最低賃金審議会 会長 小林 友則

山口県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月14日付け山口労発基0714第9号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった山口県百貨店、総合スーパーマーケットに係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山口県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金を改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかつたので答申する。

令和7年9月4日 山口労働局長 鈴木 輝美 殿

山口地方最低賃金審議会 会長 小林 友則

山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月14日付け山口労発基0714第9号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかつたので答申する。

### ○小林会長

ただいまの答申文（案）でよろしいでしょうか。

【異議なし】

### ○小林会長

それでは事務局は答申文の準備をお願いします。

【事務局が答申文を作成】

### ○小林会長

それでは、労働局長に答申します。

【小林会長が労働局長に答申文を手交】

### ○小林会長

事務局は答申文の写しを各委員へ配付してください。

【事務局が答申文の写しを各委員へ配付】

## ○小林会長

次に、議題2の（2）「山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

## ○賃金室長

それでは、説明いたします。

先ほど廃止しました「山口県最低賃金専門部会」のように、特定最低賃金の専門部会においても、その任務を終了したときは本審の決議により、廃止することになります。よって、「百貨店、総合スーパー」及び「電気」の専門部会については、本日、廃止の決議をお願いいたします。

また、「輸送用機械器具製造業」及び「鉄鋼」については、今後各専門部会において金額審議に入りますが、金額審議が全会一致である場合は、その後本審を開催いたしません。このため、最低賃金審議会令第6条7項により事前の本審の議決を得ていれば、異議申出がなかった場合に改めて審議会を開催しなくとも、専門部会を廃止することが可能となります。

つきましては、昨年同様、全会一致の場合、特定最低賃金専門部会の答申における異議の申出がなければ、「異議申出期間満了の翌日をもってそれら2業種の各専門部会を廃止する」という議決をあらかじめいただきたいと考えております。どうぞご審議をよろしくお願いします。

## ○小林会長

ただ今事務局から説明がありました件について、ご異議ありますでしょうか。

【異議なし】

## ○小林会長

それでは、「百貨店、総合スーパー・マーケット」及び「電気」の専門部会について、その任務を終了したとして本日廃止としてよろしいでしょうか。

【意見等なし】

## ○小林会長

それでは、「百貨店、総合スーパー・マーケット」及び「電気」の専門部会については、本日廃止いたします。次に「輸送用機械器具製造業」、「鉄鋼」につきまして、昨年までどおり、全会一致の場合は各専門部会における答申を行った日以降に異議の申出がなかった場合、当該異議申出期間満了の翌日をもって専門部会を廃止することとしてよろしいでしょうか。

## 【異議なし】

### ○小林会長

それでは異議がありませんでしたので、「輸送用機械器具製造業」、「鉄鋼」の専門部会については、各専門部会に係る答申を行った日以降に異議の申出がなかった場合は、当該異議申出期間満了の翌日をもって専門部会を廃止することとします。

それでは、議題3「その他」に入ります。皆様から何かございますか。

### ○大原委員

本審が今日最後になるかもしれないということで、一点の質問と一件の要望をしたいと思っております。まず、「鉄鋼」、「輸送」については必要性有りということで全会一致になったと思いますけれども、公開されていないので言える範囲でということにはなりますが、必要性有りに至った要素はなんだったのか知りたいというのと、要望の方ですが、労働協約の下限について他局の例や前年を含めた例が示されておりましたので、必要性審議において必要性有りとなった他局の例や協約の下限を超えて改定した経緯などもあるはずなので、ぜひこちらも示していただきたいというのが要望です。

### ○労働基準部長

すみません、これは全国統一の取り扱いですので、我々としては行政解釈を変えることはございません。これは本省にも確認済でございます。

### ○大原委員

では、必要性有りに至ったものは探していただけるということでしょうか。

### ○労働基準部長

必要性有りになった場合も含めてそれをお示ししたとしても、事務局としては行政解釈を変えることはございません。

### ○小林会長

すみません。大原委員は二つ問題としたい点があったかと思います。一つ目はおそらく協約の最下限額を超えるものについての問題点を考えて他局ではどうなっているんですかというのがあったかと思いますが、もう一つは横山委員がご質問されたように、どうなれば必要性有りとされるのかというところがわからないままとなってしまっていますので、では他局ではどうなんですかということをご質問されたのではないかと考えますがいかがでしょうか。

### ○労働基準部長

すみません。二点目は全産業についてということでしょうか。

○大原委員

はい。

○労働基準部長

全産業で必要性なしでしょうか。

○大原委員

必要性有りです。これは協約の下限とは別で、山口では「鉄鋼」、「輸送」が必要性有りとなっていて、他の県では他の特質について必要性有りとなったものを見たいということです。なぜ有りになったのかという資料を見たほうが参考になるのではないかと。

○横山委員

すみません。労働者側で横通しが少しできていなかったのかもしれません、昨日「鉄鋼」は必要性有りとなりましたが、先ほど最初にご説明したとおり、やはり産業の優位性、今後の産業を発展させていきたい、優秀な人材を確保したい、さらには協定額がまだまだ差があるからというのが昨日の「鉄鋼」でした。

○小林会長

もしこの場でお示しするのが難しいようでしたら、改めて各委員に資料等、どこまでお示しできるかということも含めてご連絡いただければ。

○労働基準部長

「鉄鋼」と「輸送」が必要性有りとなった理由については、今後委員のみなさまにメールでお知らせいたします。また、他県で必要性有りとなった中で代表的な理由がわかりやすいものがあれば拾うようにします。ここにいくつか事務局が調べたものがあって東京は必要性なしのものですが、必要性有りだけでよろしいですか。

○大原委員

欲しいとは言いませんが、というところです。欲しいものは必要性有りのものですが。

○労働基準部長

たくさん例はあるのですが、わかりやすいもので議事録や議事要旨の範囲で、その中で選んでお示しいたします。

○大原委員

大変だとは思うのですが、今年別件で示していただいているのでできないことはないのだろうなということで、要望として挙げさせていただけたら。

#### ○労働基準部長

これまで協約金額を超えて改正した例が他局であるかということは具体的には把握しておらず示せないですけれども、山口の例であれば労働局の方でも資料の範囲で調べております。

#### ○大原委員

引継ぎはするんですが、来年の委員のために。

#### ○労働基準部長

以前の審議会でのやり取りの中でも事務局としてはできないという説明をしていたのすけれども、山口で答申されたということですので、そこはまたUAゼンセンの委員の方に私どもでご説明します。

#### ○大原委員

承知しました。

#### ○小林会長

大原委員のご関心からしますと必要性有りとされたものもちろん、必要性なしとされたものについてどのような理由があれば必要性なしとされるのかということにもご関心があるのかと思いますがいかがでしょうか。

#### ○大原委員

もちろんそれもそうですし対策としてはそうなのですが、資料が示されるのはおおよそ本審が始まってからだとすると既に申出しているのなかなか難しいのかなと思うのが一点と、労働者側としては必要性有りと主張していくので、クリアするための材料として必要性なしの資料をもらうのも別にいいんですけど、必要性なしをくださいと言うと材料が目の前にある状態になってしまないので、どちらかというと必要性有りにしたいので有りにするための材料が欲しいというところです。

#### ○小林会長

わかりました。

#### ○神保委員

私も先ほど少し感想として申し上げたところなんですが、来年以降の審議のために最初の第1回専門部会でどういうポイントでどういった議論をしたほうがやりやすいというか、そこを絞りたいという趣旨ということでの他県の参考ということでよろしいでしょうか。

### ○大原委員

はい。

### ○坂本委員

まさに私も特定最低賃金の改正の必要性の有無の議論をするポイントとして何か示されたものがあるのか労働局さんにもお尋ねしたことがあるんですが、公正競争ケースの場合にはこういった形、ポイントで議論するようにというのが示されているけれども労働協約ケースの場合にはそれがないということでしたので、例えば国に対して、色々と状況が当初から変わってきてているでしょうし労働協約ケースの場合に改正の必要性の有無の議論に当たってのポイントを統一的に示していただいてもよいのではないかと思います。

### ○小林会長

それでは労働局の方でそのようなポイントをまとめられるようでしたら、ぜひお願ひしたく思います。

### ○労働基準部長

共有をさせていただきたいと思います。

### ○小林会長

はい。他にはよろしいでしょうか。

### 【意見等なし】

### ○小林会長

よろしいでしょうか。では、事務局から何かありますでしょうか。

### ○賃金室長

既に必要性有りでご答申いただいている「輸送用機械器具製造業」及び「鉄鋼」につきましては、今後、金額審議が行われます。特定最低賃金専門部会については、7月14日開催の第443回山口地方最低賃金審議会において、全会一致の場合のみ、審議会令第6条第5項を適用するということでご了承を得ておりますので、金額審議におきましても、専門部会で全会一致により決議がなされた場合は、審議会の決議とみなされ、答申をいただくこととなります。全会一致に至らなかった場合は、改めて本審の開催が必要となります。つきましては

お忙しいところ恐れ入りますが、10月15日（水）10時から本審を開催する予定としておりますので、日程について確保いただけますようよろしくお願ひいたします。なお、金額審議について、専門部会において全会一致となった場合は、中止となります。

2点目は、特定最低賃金の発効日及び異議申出についてです。特定最低賃金の発効日については各専門部会で改めて審議いただきますが、例年、本県では12月15日が特定最低賃金の統一発効日となっております。本年度も同様とした場合、各業種の答申の期日は10月15日、異議申出の期日が10月30日までとなります。各特定最低賃金につきまして、今後異議申出があった場合、異議審を11月5日10時から開催したいと思います。例年、特定最低賃金の異議審につきましては、異議がなかった場合は、中止とさせていただいておりますが、日程について、確保いただけますようお願ひいたします。

### ○小林会長

ただ今の事務局からの説明に質問等はございますか。

【質問等なし】

### ○小林会長

それでは、これをもちまして、第447回山口地方最低賃金審議会を終了いたします。お疲れ様でした。